

大塚製薬株式会社と包括連携協定を締結しました

～日頃の熱中症対策から災害時の避難所での水分・栄養補給まで、
市民の「日常」と「災害時」の健康を支える取組を推進～

川崎市と大塚製薬株式会社首都圏第二支店（横浜市西区）は、市民の健康づくりや災害対策等の分野をはじめとする市民生活の安心・安全の向上及び地域活性化並びに地域課題の解決を図ることを目的に相互に連携して取組を推進するため、包括連携協定を8月26日(水)に締結しました。

本協定に基づき、日頃の熱中症対策から災害時の避難所での水分・栄養補給まで、市民の「日常」と「災害時」の健康を支える取組を推進します。

1 協定締結先

大塚製薬株式会社首都圏第二支店
(横浜市西区北幸2-15-1 東武横浜第二ビル 2F)

2 協定に基づく取組

本協定に基づく現時点での主な取組は以下のとおりです。今後も、両者協議の上、取組内容の拡充を図っていきます。

(1) 市民の健康づくりに関すること

例) 「かわさきTEKTEK」(※)を活用した暑熱順化・熱中症対策の啓発や、涼み場所の利用を促す「ちょこ涼TEKTEK」の実施
(※) かわさきTEKTEK：歩いて貯めたポイントで子ども達を応援するウォーキングアプリ

(2) こども・青少年育成に関すること

例) 学校部活動における熱中症対策の講師派遣やこども防災塾への協力

(3) 災害対策に関すること

例) 避難所における飲料及び栄養補助食品の供給体制の構築

(4) 地域活性化に関すること

例) 本市イベントへの協賛等

3 協定締結式

(1) 日時・場所

令和8年8月26日(水) 13時40分～14時00分
川崎市役所本庁舎7階 市長応接室

(2) 出席者

川崎市 福田 紀彦 市長
大塚製薬株式会社首都圏第二支店 佐々木 啓吾 支店長 ほか

(3) 締結式の様子



左：佐々木支店長 右：福田市長



懇談の様子

(4) 各代表者からのコメント

■川崎市 福田 紀彦 市長

大塚製薬株式会社様におかれましては、市民に馴染みのある健康維持をサポートする商品の展開をはじめ、医療から日々の健康維持・増進に至るまで、幅広い分野で人々の健康に貢献されております。近年、猛暑の常態化や大規模災害への備えなど、市民の健康と安心・安全を取り巻く課題は、ますます複雑化、多様化しております。こうした中、健康や栄養に関する豊富な知見と実績を有する大塚製薬株式会社様と連携できることは、本市におきまして大変意義深く、心強いこととございます。

本日の協定締結を新たな出発点として、市民の皆様の生活の質の向上と、誰もが健やかに、安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向け、実効性ある取組を一つひとつ積み重ねてまいりたいと考えております。

■大塚製薬株式会社 首都圏第二支店 佐々木 啓吾 支店長

大塚製薬株式会社は、「世界の人々の健康に貢献する革新的な製品を創造する」という企業理念のもと、「疾病の治癒」から「日々の健康増進」までを目指したトータルヘルスケアカンパニーとして、事業展開を行っております。

このたびの協定締結を契機に、川崎市様とより一層連携を深め、市民の皆様の健康づくり、熱中症対策、災害対策、健康教育の推進など、地域課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。川崎市は多様な人材や産業が集積し、活力と可能性にあふれる都市です。私どもも企業としての知見やネットワークを活かし、行政の皆様と力を合わせながら、市民の皆様が健康でいきいきと暮らせる地域社会の実現に貢献してまいります。

問合せ先

川崎市総務企画局共創推進室 木村

電話 044-200-1215（内線23403）

川崎市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

川崎市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、市民の健康づくりや災害対策等の分野をはじめとする市民生活の安心・安全の向上及び地域活性化並びに地域課題の解決を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）市民の健康づくりに関すること。
- （2）こども・青少年育成に関すること。
- （3）災害対策に関すること。
- （4）地域活性化に関すること。
- （5）その他地域課題解決に資する取り組みに関すること。

2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲及び乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、取組計画を各年度で策定するものとする。また、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲及び乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、毎年度、実績報告会にてその実施状況を振り返り、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解除することができるものとする。

3 甲及び乙は、双方の合意により、いつでも本協定を終了することができる。

(協定の変更)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲乙協議の上、本協定を変更することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合並びに弁護士等の外部専門家又は公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由のいかんを問わず本協定が終了した後も、前項本文に定める守秘義務を負うものとする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年8月26日

(甲) 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市

川崎市長 福田 紀彦

(乙) 神奈川県横浜市西区北幸二丁目15番地1号
東武横浜第二ビル 2F
大塚製薬株式会社首都圏第二支店

支店長 佐々木 啓吾